

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><b>福島県請負工事成績評定要綱の運用</b></p> <p>第2条第2項関係<sup>㊦</sup>                      (5) 出来形、品質等を求めない工事とは、出来形管理が必要のない工種のみをいい、次のような工事をいう。<sup>㊦</sup>                      ・支柱建て込みの施工が伴わない標識板取替や案内標識に地名等を追加表示するのみの標識工事<sup>㊦</sup>                      ・支柱建て込みの施工が伴わないガードレール、ガードポールやガードケーブルの取替、再設置するのみの防護柵工事等<sup>㊦</sup></p> <p>第5条第3項関係<sup>㊦</sup>                      評定表等とは次のものをいい、別に定める手順により評定を行う。<sup>㊦</sup>                      (1) 農林水産部<sup>㊦</sup>                      ・農林水産土木工事成績評定表（様式第4号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別集計表（様式第4-2号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別採点表（様式第4-3号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点の調査項目別運用表（兼プロセスチェックリスト）別紙1～4<sup>㊦</sup>                      (2) 土木部<sup>㊦</sup>                      ・土木・建築（設備）工事成績評定表（様式第4号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別集計表（様式第4-2号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別採点表（様式第4-3号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点の調査項目別運用表（兼プロセスチェックリスト）別紙1～4<sup>㊦</sup>                      検査の結果、修補があった工事については、修補前の状態で評定するものとする。<sup>㊦</sup></p> <p>第9条関係<sup>㊦</sup>                      「通知を受けた日から起算して14日以内」とは、初日を算入し、14日目が期間の満了日となることをいい、最終日が休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。<sup>㊦</sup></p> <p>附則<sup>㊦</sup>                      1 この運用は、平成20年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      2 農林水産部請負工事成績評定要綱の運用（平成16年7月1日改正）は廃止する。<sup>㊦</sup>                      3 土木部請負工事成績評定要綱の運用（平成15年4月1日改正）は廃止する。<sup>㊦</sup>                      4 この運用は平成23年6月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      5 この運用は平成24年2月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      6 この運用は平成25年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      7 この運用は平成26年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      8 この運用は平成29年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      9 この運用は平成30年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      10 この運用は平成31年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      11 この運用は令和2年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      12 この運用は令和3年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      13 この運用は令和5年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      14 この運用は令和6年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      15 この運用は令和8年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      16 <u>この運用は令和8年6月1日から適用する。</u><sup>㊦</sup></p>	<p style="text-align: center;"><b>福島県請負工事成績評定要綱の運用</b></p> <p>第2条第2項関係<sup>㊦</sup>                      (5) 出来形、品質等を求めない工事とは、出来形管理が必要のない工種のみをいい、次のような工事をいう。<sup>㊦</sup>                      ・支柱建て込みの施工が伴わない標識板取替や案内標識に地名等を追加表示するのみの標識工事<sup>㊦</sup>                      ・支柱建て込みの施工が伴わないガードレール、ガードポールやガードケーブルの取替、再設置するのみの防護柵工事等<sup>㊦</sup></p> <p>第5条第3項関係<sup>㊦</sup>                      評定表等とは次のものをいい、別に定める手順により評定を行う。<sup>㊦</sup>                      (1) 農林水産部<sup>㊦</sup>                      ・農林水産土木工事成績評定表（様式第4号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別集計表（様式第4-2号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別採点表（様式第4-3号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点の調査項目別運用表（兼プロセスチェックリスト）別紙1～4<sup>㊦</sup>                      (2) 土木部<sup>㊦</sup>                      ・土木・建築（設備）工事成績評定表（様式第4号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別集計表（様式第4-2号）<sup>㊦</sup>                      ・調査項目別採点表（様式第4-3号）<sup>㊦</sup>                      ・工事成績採点の調査項目別運用表（兼プロセスチェックリスト）別紙1～4<sup>㊦</sup>                      検査の結果、修補があった工事については、修補前の状態で評定するものとする。<sup>㊦</sup></p> <p>第9条関係<sup>㊦</sup>                      「通知を受けた日から起算して14日以内」とは、初日を算入し、14日目が期間の満了日となることをいい、最終日が休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。<sup>㊦</sup></p> <p>附則<sup>㊦</sup>                      1 この運用は、平成20年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      2 農林水産部請負工事成績評定要綱の運用（平成16年7月1日改正）は廃止する。<sup>㊦</sup>                      3 土木部請負工事成績評定要綱の運用（平成15年4月1日改正）は廃止する。<sup>㊦</sup>                      4 この運用は平成23年6月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      5 この運用は平成24年2月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      6 この運用は平成25年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      7 この運用は平成26年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      8 この運用は平成29年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      9 この運用は平成30年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      10 この運用は平成31年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      11 この運用は令和2年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      12 この運用は令和3年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      13 この運用は令和5年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      14 この運用は令和6年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup>                      15 この運用は令和8年4月1日から適用する。<sup>㊦</sup></p>

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

改 正						現 行					
(様式第4号) <span style="float: right;">令和8年6月1日改正</span>						(様式第4号) <span style="float: right;">令和8年4月1日改正</span>					
出納局工事検査課長		課 員		第3評定者 職・氏名		出納局工事検査課長		課 員		第3評定者 職・氏名	
				印 (検査年月日)						印 (検査年月日)	
<b>農林水産土木工事成績評定表</b>						<b>農林水産土木工事成績評定表</b>					
農林事務所						農林事務所					
施工年度	令和	年度		事 項 名		施工年度	令和	年度		事 項 名	
工事番号				部・特設 事務所名		工事番号				部・特設 事務所名	
工 事 名	年 災				工 事 部 門	工 事 名	年 災				工 事 部 門
	(工事名)				発 注 種 別		(工事名)				発 注 種 別
地区路線名						地区路線名					
工 事 場 所					監 督 員	工 事 場 所					監 督 員
					現 場 代 理 人						現 場 代 理 人
受 注 者 住所・氏名					主 任 技 術 者	受 注 者 住所・氏名					主 任 技 術 者
					監 理 技 術 者						監 理 技 術 者
契 約 金 額						契 約 金 額					
工 期				竣 工 期 日		工 期				竣 工 期 日	
竣 工 検 査	評 定 点	① 計		点		竣 工 検 査	評 定 点	① 計		点	
	②	点	第1評定者 職・氏名		②		点	第1評定者 職・氏名			
	③	点	第2評定者 職・氏名		③		点	第2評定者 職・氏名			
	④	点	第3評定者 職・氏名		④		点	第3評定者 職・氏名			
一 部 竣 工 検 査	評 定 点	第1評定者 職・氏名			一部竣工金額	評 定 点	第1評定者 職・氏名			一部竣工金額	円
	⑤	点	第2評定者 職・氏名			⑤	点	第2評定者 職・氏名			
		点	第3評定者 職・氏名				点	第3評定者 職・氏名			
		点	第3評定者 職・氏名		一部竣工金額	円		点	第3評定者 職・氏名		一部竣工金額
一 部 竣 工 検 査	評 定 点	第1評定者 職・氏名			一部竣工金額	評 定 点	第1評定者 職・氏名			一部竣工金額	円
	⑥	点	第2評定者 職・氏名			⑥	点	第2評定者 職・氏名			
		点	第3評定者 職・氏名				点	第3評定者 職・氏名			
		点	第3評定者 職・氏名		一部竣工金額	円		点	第3評定者 職・氏名		一部竣工金額
法 令 遵 守 等	⑦		-		点 (減点)	法 令 遵 守 等	⑦		-		点 (減点)
評 定 点 合 計	⑧				点	評 定 点 合 計	⑧				点
備 考						備 考					
注) 1. 評定点①は、①=②×0.4+③×0.2+④×0.4の式により小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとする。 2. 竣工検査は、評定点②、③、④の欄に様式第4-1号の②、③、④から転記する。 評定点合計 ⑧=①-⑦ ※工事全体(実施済み検査(一部竣工検査等)を含む)について評定する。 3. 一部竣工検査は、評定点⑤及び⑥に様式第4-1の⑤を転記する。 ※一部竣工検査評定点は、工事実施中の評価として取り扱う。 4. 評定点合計⑧は、四捨五入により整数とする。 5. 法令遵守等⑦は、工事成績評定点の通知後に入札参加資格制限の措置があった場合、福島県請負工事成績評定 綱第8条に基づいて評定の修正を行う場合に入力する。 6. 契約解除検査の場合は、「竣工検査」の欄に評定点を転記し、 「備考」の欄に「契約解除検査(契約解除日〇年〇月〇日)」と記載する。						注) 1. 評定点①は、①=②×0.4+③×0.2+④×0.4の式により小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとする。 2. 竣工検査は、評定点②、③、④の欄に様式第4-1号の②、③、④から転記する。 評定点合計 ⑧=①-⑦ ※工事全体(実施済み検査(一部竣工検査等)を含む)について評定する。 3. 一部竣工検査は、評定点⑤及び⑥に様式第4-1の⑤を転記する。 ※一部竣工検査評定点は、工事実施中の評価として取り扱う。 4. 評定点合計⑧は、四捨五入により整数とする。 5. 法令遵守等⑦は、工事成績評定点の通知後に入札参加資格制限の措置があった場合、福島県請負工事成績評定 綱第8条に基づいて評定の修正を行う場合に入力する。					

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

改 正

現 行

(様式4号) 令和8年6月1日改正

出納局工事検査課長	課 員	第3評定者 職・氏名
		職 氏名 印

検査日:

**土木・建築(設備)工事成績評定表**

建設事務所長

事務所名:

施工年度	令和	年度	
契約番号	年度	所属コード	番 号
工事名	年 災		発注種別
路線名			
工事箇所			
受注者住所氏名	コード番号	監督員	
		現場代理人	
契約金額	円		主任技術者
			監理技術者
工 期			竣工期日
評 定 点	①	評定点	#REF! 点
	②	点	第1評定者 職・氏名
	③	点	第2評定者 職・氏名
	④	#### 点	第3評定者 職・氏名
一 部 竣 工 検 査	第 1 回	一部竣工金額 円	
	評 定 点	第1評定者 職・氏名	
	⑤	点	第2評定者 職・氏名
			第3評定者 職・氏名
	第 2 回	一部竣工金額 円	
	評 定 点	第1評定者 職・氏名	
⑥	点	第2評定者 職・氏名	
		第3評定者 職・氏名	
法令遵守等	⑦	-	点(減点)
評 定 点 合 計	⑧	#REF!	点
備 考			

注) 1. 竣工検査は、評定点②～④の様式に第4-1号の②～④を転記する。  
 評定点計 ①=②×0.4+③×0.2+④×0.4  
 評定点合計 ⑧=①-⑦  
 ※工事全体(実施済み検査(一部竣工検査等)を含む)について評定する。  
 2. 一部竣工検査は、評定点⑤及び⑥の様式第4-1号の⑤を転記する。  
 ※一部竣工検査評定点は、工事実施中の評価として取り扱う。  
 3. 評定点合計⑧は、四捨五入により整数とする。  
 4. 法令遵守等⑦は、工事成績評定点の通知後に入札参加資格制限の措置があった場合は、福島県請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行うこと。  
 5. 契約解除検査の場合は、「竣工検査」の欄に評定点を転記し、  
 【備考】の欄に「契約解除検査(契約解除日〇年〇月〇日)出来高額〇〇〇円」と記載する。

(様式4号) 令和8年4月1日改正

出納局工事検査課長	課 員	第3評定者 職・氏名
		職 氏名 印

検査日:

**土木・建築(設備)工事成績評定表**

建設事務所長

事務所名:

施工年度	令和	年度	
契約番号	年度	所属コード	番 号
工事名	年 災		発注種別
路線名			
工事箇所			
受注者住所氏名	コード番号	監督員	
		現場代理人	
契約金額	円		主任技術者
			監理技術者
工 期			竣工期日
評 定 点	①	評定点	#REF! 点
	②	点	第1評定者 職・氏名
	③	点	第2評定者 職・氏名
	④	#### 点	第3評定者 職・氏名
一 部 竣 工 検 査	第 1 回	一部竣工金額 円	
	評 定 点	第1評定者 職・氏名	
	⑤	点	第2評定者 職・氏名
			第3評定者 職・氏名
	第 2 回	一部竣工金額 円	
	評 定 点	第1評定者 職・氏名	
⑥	点	第2評定者 職・氏名	
		第3評定者 職・氏名	
法令遵守等	⑦	-	点(減点)
評 定 点 合 計	⑧	#REF!	点
備 考			

注) 1. 竣工検査は、評定点②～④の様式に第4-1号の②～④を転記する。  
 評定点計 ①=②×0.4+③×0.2+④×0.4  
 評定点合計 ⑧=①-⑦  
 ※工事全体(実施済み検査(一部竣工検査等)を含む)について評定する。  
 2. 一部竣工検査は、評定点⑤及び⑥の様式第4-1号の⑤を転記する。  
 ※一部竣工検査評定点は、工事実施中の評価として取り扱う。  
 3. 評定点合計⑧は、四捨五入により整数とする。  
 4. 法令遵守等⑦は、工事成績評定点の通知後に入札参加資格制限の措置があった場合は、福島県請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行うこと。

検査年月日		工 事 成 績 採 点 表 [ 竣 工 ・ 一 部 竣 工 ]															事務所	
工 事 名		契 約 金 額 (最 終)					円											
受 注 者 名		工 期					自 至					完 成 年 月 日						
評 定 者 *1		第 1 評 定 者					第 2 評 定 者					第 3 評 定 者						
考 査 項 目 *2		職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	(I)施工体制一般	+ 1.0	+ 0.5	0.0	- 5.0	- ###												
	(II)配置技術者	+ 3.0	+ 1.5	0.0	- 5.0	- ###												
2. 施工状況	(I)施工管理	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(II)工程管理	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(III)安全管理	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ ###	+ 5.0	0.0	- 7.5	- ###							
	(IV)対外関係	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0												
3. 出来形及び出来ばえ	(I)出来形	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(II)品質	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(III)出来ばえ											+ 5.0		+ 2.5		0.0	- 5.0	
4. 工事特性	(I)施工条件等への対応							+ ###	0.0									
5. 創意工夫	(I)創意工夫		+ 5.0	0.0														
6. 環境対策	(I)環境対策		+ 5.0	0.0														
7. 社会性等	(I)地域へ貢献等						+ 5.0	+ 2.5	0.0									
加 減 点 合 計		+ 、 - 点					+ - 点					+ - 点						
評 点 *3		② 65点±加減点合計 点					③ 65点±加減点合計 点					④ 65点±加減点合計 点						
8. 評 定 点		⑤ ② × 0.4 点					⑥ ③ × 0.2 点					⑦ ④ × 0.4 点						
9. 法 令 遵 守 等 *4 (竣 工 検 査 時)							⑧ (減点) - 点											
10. 評 定 点 合 計 *5							⑨ 点											

注) \*1 竣工・一部竣工の評定は、第1評定者、第2評定者、第3評定者がそれぞれ行い、第1、第2評定者は、第3評定者の検査に先だち評定する。  
 \*2 各検査項目毎の採点は、第1評定者は別紙-1①~⑨、第2評定者は別紙-2①~⑤、第3評定者は別紙-3①~④によるものとする。  
 \*3 評点は、65点±加減点合計とし各評点⑤~⑦は、小数第1位まで記入する。  
 \*4 法令遵守等の評価は竣工検査時に第2評定者が行い、一部竣工検査時は採点の対象としない。  
 \*5 評定点合計⑨は、評定点⑤~⑧の合計とする。(一部竣工検査時は⑤~⑦の合計)

現  
行

検査年月日		工 事 成 績 採 点 表 [ 竣 工 ・ 一 部 竣 工 ]															事務所	
工 事 名		契 約 金 額 (最 終)					円											
受 注 者 名		工 期					自 至					完 成 年 月 日						
評 定 者 *1		第 1 評 定 者					第 2 評 定 者					第 3 評 定 者						
考 査 項 目 *2		職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	(I)施工体制一般	+ 1.0	+ 0.5	0.0	- 5.0	- ###												
	(II)配置技術者	+ 3.0	+ 1.5	0.0	- 5.0	- ###												
2. 施工状況	(I)施工管理	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(II)工程管理	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(III)安全対策	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ ###	+ 5.0	0.0	- 7.5	- ###							
	(IV)対外関係	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0												
3. 出来形及び出来ばえ	(I)出来形	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(II)品質	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(III)出来ばえ											+ 5.0		+ 2.5		0.0	- 5.0	
4. 工事特性	(I)施工条件等への対応							+ ###	0.0									
5. 創意工夫	(I)創意工夫		+ 5.0	0.0														
6. 環境対策	(I)環境対策		+ 5.0	0.0														
7. 社会性等	(I)地域へ貢献等						+ 5.0	+ 2.5	0.0									
加 減 点 合 計		+ 、 - 点					+ - 点					+ - 点						
評 点 *3		② 65点±加減点合計 点					③ 65点±加減点合計 点					④ 65点±加減点合計 点						
8. 評 定 点		⑤ ② × 0.4 点					⑥ ③ × 0.2 点					⑦ ④ × 0.4 点						
9. 法 令 遵 守 等 *4 (竣 工 検 査 時)							⑧ (減点) - 点											
10. 評 定 点 合 計 *5							⑨ 点											

注) \*1 竣工・一部竣工の評定は、第1評定者、第2評定者、第3評定者がそれぞれ行い、第1、第2評定者は、第3評定者の検査に先だち評定する。  
 \*2 各検査項目毎の採点は、第1評定者は別紙-1①~⑨、第2評定者は別紙-2①~⑤、第3評定者は別紙-3①~④によるものとする。  
 \*3 評点は、65点±加減点合計とし各評点⑤~⑦は、小数第1位まで記入する。  
 \*4 法令遵守等の評価は竣工検査時に第2評定者が行い、一部竣工検査時は採点の対象としない。  
 \*5 評定点合計⑨は、評定点⑤~⑧の合計とする。(一部竣工検査時は⑤~⑦の合計)  
 \*6 契約解除検査は、竣工検査と同様に評定する。

改  
正